

水道の停水処分対象に関する要綱

制定 平成 25 年 3 月 29 日 局長決
最近改正 令和 6 年 3 月 29 日営業企画担当課長決

(趣旨)

第 1 条 この規定は、大阪市水道局事務専決規程(令和 3 年大阪市水道事業管理規程第 17 号。以下「専決規程」という。) 第 14 条第 2 号、第 16 条第 6 号の規定に基づき、総務部営業企画担当課長、北部方面営業担当課長又は南部方面営業担当課長が専決できる水道の停水処分対象について定めるものとする。

(水道の停水処分の対象)

第 2 条 専決規程第 14 条第 2 号及び第 16 条第 6 号に定める水道の停水処分対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大阪市水道事業給水条例（昭和 33 年大阪市条例第 19 号。）第 40 条各号及び第 42 条（分担金又は工事費を期限内に納付しない場合を除く。）に該当する者
- (2) 給水条例違反処分要綱（平成 25 年 12 月 9 日局長決。）第 8 条第 2 項に該当する者

附 則

この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 30 年 10 月 4 日から施行する

附 則

この規定は、令和 5 年 3 月 20 日から施行する

附 則

この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。